



パート ⑯

兒童福祉事業

光町の未来を担う児童の健やかな成長を願い、児童の保育所入所事業・児童遊園地の整備等の各種事業を行っています。

兒童措置事業(保育所入園事業)

父兄のみなさんの都合により、児童の保育ができない時に町が、保育所に入所措置する事業です。

保育所に児童を措置するために要する費用は、国・県・町費と所得に応じた保育料という保護者のみなさんの負担により支払われています。

平成3年度中の保育所事業に要した経費は、入所措置委託費が171,783千円、充実した保育所の運営を図るための補助金が16,822千円の合計188,605千円で、児童1人当たり712千円になります。その内、町は措置費51,097千円、補助金9,205千円の合計60,302千円を負担しています。また、町では国で定めた保育料負担額を軽減するため、町義務負担の外に、父兄のみなさんに代わって27,265千円を負担しています。

兒童遊園地整備事業

町内26箇所の児童遊園にブランコ等の遊び道具が設置され、児童が楽しく遊んでいます。

日常の管理運営は、各集落へお願ひし、遊具の手入れや除草作業等に集落役員さんが協力をしています。

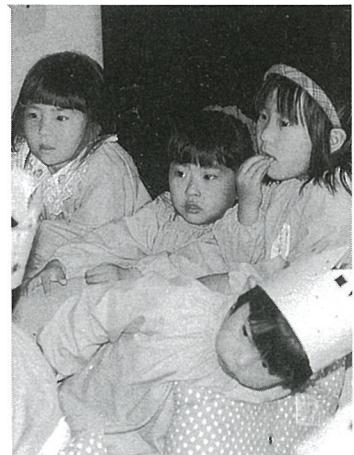
母子・父子家庭等兒童一時保護事業

今年から母子・父子家庭への福祉事業としてスタートします。

町内の母子・父子家庭で保護者が仕事等の都合により一時的に児童を監護できなくなった場合に、町が町内福祉施設に児童の監護を委託する事業です。詳しくは、最寄りの母子福祉推進員さんにお尋ねください。

費託委置措所入所入育保

平成 3 年 度	保育所入園に要した経費		171,783千円	(児童1人当たり 648,000円)
	国県町での制度的義務負担額合計		国基準による父兄義務負担金額	
	95,326千円		76,457千円	(児童1人当たり 289,000円)
	国庫負担金 47,663千円	県費負担金 23,831千円	町負担金 23,832千円	父兄負担を軽減するため町が代わって負担した金額 27,265千円
			町負担合計額 51,097千円 (児童1人当たり 195,000円)	実質父兄負担金額 49,192千円 (児童1人当たり 185,000円)



▲児童の健やかな成長を願い、
いろいろな事業を行っていま
す。

保育所運営費補助金

平成 3 年 度	16,822千円	(児童1人当たり) 63,000円)
	国県からの補助金 7,617千円	町負担額 9,205千円 (児童1人当たり) 35,000円)

